

就学義務猶予免除者などの 中学校卒業程度認定試験

就学義務猶予免除者などの中学校卒業程度認定試験は「病気などやむを得ない事由により、保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予または免除された子」などに国が行うもので、合格すると高等学校の入学資格が与えられます。

次の(1)～(4)のいずれかに該当する人

- (1) 就学義務猶予免除者であるまたはあった人で、令和8年3月31日までに満15歳以上
- (2) 保護者が就学させる義務の猶予または免除を受けず、かつ、令和8年3月31日までに満15歳に達する人で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについて、やむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた人
- (3) 令和8年3月31日までに満16歳になる人(1)および(4)に掲げる人を除く)
- (4) 日本の国籍を有しない人で、令和8年3月31日までに満15歳以上

申8月29日(金)まで
 時10月16日(木)
 場大阪府立労働センター(エル・おおさか)7階705号室
 (大阪市中央区北浜東3番14号)
 問学校教育課
 TEL06-6995-3151
 FAX06-6991-3078



ノートテイク体験講座

聞こえない、聞こえにくい人に文字で情報を伝える文字通訳の一つである「手書きノートテイク」の基礎を学び、体験します

時8月26日(火) 13:30～16:00
 場中部エリアCC会議室1
 講守口要約筆記サークルよつ葉
 定先着10人
 申オンライン・メール・電話・ファクス
 問守口障害者生活支援事業所「みみ」
 TEL06-6993-9640
 FAX06-6993-9647
 mimimori@gaea.ocn.ne.jp



日本語学習支援 ボランティア養成講座

地域に暮らす外国人の日本語学習を支援するボランティア活動に関心のある人を対象とした講座です。地域日本語教室の役割や日本語学習ボランティア活動に役立つ基礎知識(入門)を学びましょう。

時9月6日・13日・20日・27日(土)
13:00～16:00※休憩あり(全4回)

場▽第1～3回
 市役所1階市民会議室105号室
 ▽第4回
 7階国際交流サロン

対市内在住・在職・在学で日本語学習支援ボランティア活動に関心がある人

講大阪YWCA日本語教師
 定30人程度
 注活動経験のない人向けの講座です。

申8月1日(金)～11日(月・祝)オンライン申請

備定員を超えた場合は抽選

抽選

時8月15日(金) 10:30～
 場市役所7階国際交流サロン

注原則、全日程出席できる人が優先となります。結果は別途通知しますので、抽選会への参加は任意です。

問地域振興課
 TEL06-6992-1516



「発達障がいに対する薬の使い方とその意味」講演会

発達障がいを抱える子どもの服薬について、詳しく話が聞けます。

講安原昭博氏
(安原こどもクリニック院長)

時9月11日(木) 18:30～20:00

場市役所1階会議室103～105
 申8月29日(金)まで
 電話・オンライン

問市立わかさ・わかすぎ園
 TEL06-6996-0050

オンライン申請はこちら



選挙管理委員会同委員長代理の 選出および委員の補欠について

市選挙管理委員会は、6月2日に開かれた同委員会で、委員の死去に伴い、次のとおり選挙管理委員会委員長代理を選出し、委員を補欠しました。

委員長代理 川西一雄氏
 委員 高木満喜氏
 問選挙管理委員会事務局
 TEL06-6992-1784

愛の献血

時8月17日(日) 10:00～16:00

場大日駅(イオンモール前)ロータリー入口付近

備守口ライオンズクラブ(主催)

献血Web会員サービス「ラブラッド」はこちら

問守口市献血推進協議会事務局(地域福祉課内)

TEL06-6992-1570
 献血キャラクター「けんげつちゃん」



イベント・講習

手話奉仕員養成中級(ステップアップ)講座

手話奉仕員養成講座修了者向けの中級講座を開催します。

時8月27日(水)～10月29日(水) 19:00～20:45(全10回)

場中部エリアCC会議室1または2

対市内在住・在職・在学の18歳以上で、

- ①令和6年度手話奉仕員養成講座(入門・基礎課程)修了者
- ②令和5年度以前の修了者
- ③同程度の技能があると認められた人
- ②・③については、手話の習熟度を確保するための面接あり(8月20日(水)実施)。

定20人程度

申・問8月6日(水)までに守口障害者生活支援事業所「みみ」のオンライン申請

TEL06-6993-9640
 mimimori@gaea.ocn.ne.jp

オンライン申請



障がい者(児)各種手当 現況確認

特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給している人へ、8月に現況届を送付します。期限までに障がい福祉課に書類を必ず提出してください。

提出期間
8月12日(火)～9月11日(木)

手当の案内
特別障がい者手当

20歳以上で重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別な介護が必要な障がい者に対して支給される手当です。

- ①身体障がい者手帳1・2級(障がい別等級)程度の異なる身体障がい者が重複している人
- ②重度の身体障がいと最重度の知的障がい者が重複している人
- ③重度の精神障がいまたは最重度の知的障がいであって、日常生活で動作・行動が著しく困難な状態にある人など

障がい児福祉手当

20歳未満で重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時介護が必要な障がい児に対して支給される手当です。

- ①身体障がい者手帳の1・2級(障がい別等級)程度の身体障がいがある人
- ②身体機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状があり、常時介護を要する人
- ③最重度の知的障がいまたは精神の障がいがある人で、日常生活において常時介護を要する人
- ④身体の障がいまたは重度の知的障がいもしくは精神の障がい者が重複し、その状態が①～③と同程度と認められる人

備障がいの程度により、認定請求に必要な提出書類が異なります。

いずれの手当を受給する場合も在宅の人が対象で、所得制限がありますので、事前に障がい福祉課へ相談してください。

問障がい福祉課
 TEL06-6992-1630
 FAX06-6991-2494



還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る人が「払い過ぎた保険料や医療費を返金する」と口座情報を聞き出したり、「還付金があるため、ATM(現金自動預払機)で直接手続きを行ってほしい」「今日でないと手続きができない」と銀行やコンビニなどのATMに誘導し、お金をだまし取ろうとする詐欺が多発しています。

市では、還付金がある場合、皆さんに文書で通知を行っています。電話で、ATMでの手続きをお願いすることは絶対にありません。このような不審な電話には、絶対に応じないでください。

問保険課
 TEL06-6992-1545



災害に強いまちづくりを進めています

「密集市街地」における住環境の改善や防災性の向上を図るため、大日・八雲東町地区(佐太中町1丁目・大日町2～4丁目・八雲東町2丁目)東部地区(佐太東町1丁目・金田町1丁目・大久保町1～3丁目・梶町1～4丁目・藤田町1～5丁目)において、老朽木造住宅の除却(解体)の一部助成を行っています。該当地区で老朽木造住宅の除却を検討されている人は相談してください。

注助成金は、令和7年度をもって終了します。助成金の利用を検討されている人は注意してください。

問都市・交通計画課
 TEL06-6992-1708



対象区域図

近畿財務局多重債務 無料相談窓口

専門の相談員が話を伺い、解決方法を無料でアドバイスします。

時月～金曜日(祝日を除く)
 9:00～12:00、13:00～17:00
 TEL06-6949-6523



お知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届の提出

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者で、現況届の提出が必要となる人にはお知らせを送付しますので、期日までに必ず提出してください。

注児童扶養手当の現況届は原則来庁が必要です。

現況届の提出がない場合、手当が支給されないことがあります。

児童扶養手当現況届 窓口受付
 時8月1日(金)～29日(金)
 9:00～17:00

特別児童扶養手当現況届 窓口受付
 時8月12日(火)～9月11日(木)
 9:00～17:00

場いずれも子育て支援政策課

備提出方法、夜間・休日開庁などの詳細については送付するお知らせを確認してください。

問子育て支援政策課
 TEL06-6992-1647

全国一斉「子どもの人権110番」 強化週間「こまってる？なやんでない？いっしょにかんがえよう！」

相談内容…いじめ・不登校・体罰・児童虐待など子どもの人権問題

TEL0120-007-110
 (こどもの人権110番)

相談は無料で、秘密は厳守します。

なお、電話相談以外にも、インターネット人権相談(こどもの人権SOS-eメール)やLINE人権相談を受け付けています。



人権相談窓口



LINE公式アカウント

実施期間

8月27日(水)～9月2日(火)
 8:30～19:00

注8月30日(土)・31日(日)は
 10:00～17:00

問大阪法務局人権擁護部
 TEL06-6942-9496